

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成25年9月24日

### 準備書面(3)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木宏



同

濱松慎



同

川島慶



## 目 次

第1章 はじめに.....	3
第2章 本件原子力発電所の必要性.....	3
第1 電力供給義務.....	3
第2 適正予備率の考え方.....	4
第3 本件原子力発電所は電力の安定供給に不可欠な重要な電源であること.....	5
1 被告の供給力.....	5
2 電力需給実績とリスク.....	8
第4 まとめ.....	12
第3章 原告ら第6準備書面に対する反論.....	12
第1 「第1 総論」について.....	13
1 原告らの主張.....	13
2 被告の反論.....	13
第2 「第2 エネルギーの安定供給性について」について .....	16
1 原告らの主張.....	16
2 被告の反論.....	17
第3 「第3 経済性及び価格安定性について」について .....	20
1 原告らの主張.....	20
2 被告の反論.....	20
第4 「第4 地球環境への影響について」について .....	23
1 原告らの主張.....	23
2 被告の反論.....	24
第5 まとめ.....	25
第4章 結論 .....	25

被告は、原告らの平成25年3月1日付け第6準備書面に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 第1章 はじめに

本件原子力発電所の必要性については、答弁書第3章第5（130ないし133頁）で述べたとおりである。

本準備書面では、原告ら第6準備書面に対する反論を述べるにあたり、まず、本件原子力発電所が、電力の安定供給にとって、また被告の健全な事業運営ひいては北陸地域の経済活動にとって必要不可欠であることをあらためて述べた上で（後記第2章）、原告ら第6準備書面における本件原子力発電所の必要性が著しく低い旨の主張が、前提とする事実に誤りがありいずれも失当であることを述べる（後記第3章）。

## 第2章 本件原子力発電所の必要性

### 第1 電力供給義務

一般電気事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条の規定により、次のとおり、電力の供給について供給義務が課せられている。

- ① 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般家庭等のお客さまの需要に応ずる電気の供給を拒んではならない（同法第18条第1項）。
- ② 一般電気事業者は、特別高圧（2万ボルト以上）及び高圧（6千ボルト）で受電する自由化対象のお客さまについては、被告以外の供給者との間に電力供給に係わる契約交渉

が成立しない場合などには、正当な理由がない限り、その供給区域における需要に応ずる電気の供給を拒んではならない（同法第18条第2項）。

被告は、一般電気事業者として、その供給区域における不特定多数の顕在的及び潜在的な需要、しかも、当面の需要だけでなく、相当長期間にわたる将来の需要をも考慮しながら、その供給義務を果たさなければならない。

## 第2 適正予備率の考え方

電気は、国民生活及び経済活動に不可欠で、かつ、代替性の乏しい基礎エネルギーであるが、電気は、生産と消費が同時に行われるという性質上、大量に貯めておくことが難しいため、供給義務が課せられている一般電気事業者は、設備に事故や故障が生じた際や、異常気象や景気変動により需要が予想外に急増した場合を考え、供給力（電力需要に供給できる発電力）を多めに保持し、ゆとりを持っておく必要がある。この、電力需要に対して多めに保持する供給力を供給予備力といい、電力需要に対する供給予備力の比率を供給予備率という。

電力需要は、常に上下最大3パーセント程度の間で、時々刻々と需要が変動している。このため、最低でも3パーセント以上の供給予備率を確保することが必要とされている。これに加え、発電機のトラブルによる停止や渇水による供給力の減少、あるいは気象変動による電力需要の急増及び景気変動等の予想外の需要変動にも対応するためには、さらに4ないし5パーセント以上の供給予備率が必要とされている。したがって、一般電気事業者は、想定される最大電力需要に対して安定して供給していくためには、通常7ないし8パーセント以上の供給予備率（適正予備率）を確

保しておくことが望ましいとされる（乙B11の29頁）。

被告は、前記第1の供給義務を果たすために、需要を的確に想定するとともに、それに必要な供給力の確保に努めている。

第3 本件原子力発電所は電力の安定供給に不可欠な重要な電源であること

#### 1 被告の供給力

被告が保有する供給力は、原子力発電は、本件1号機が54万キロワット、本件2号機が135万8千キロワット、合計189万8千キロワットであり、火力発電は440万キロワット、水力発電は190万6千キロワット、風力発電や太陽光発電等の新エネルギーは9千キロワットであり、合計出力821万3千キロワットである（別紙、乙A27の10頁参照）。

##### (1) 原子力発電

原子力発電は燃料費が安価であることから、定格出力で運転することを基本としており、被告の唯一の原子力発電所である本件原子力発電所は、供給力におけるベース電源として、重要な役割を担っている。

平成21年度の本件原子力発電所の発電電力量は96億73百万キロワット時であり、被告の総発受電電力量301億75百万キロワット時のうち約32パーセントを占めている。また、平成22年度の本件原子力発電所の発電電力量は124億45百万キロワット時であり、被告の総発受電電力量327億48百万キロワット時のうち約38パーセントを占めている（乙A27の8頁）。

なお、本件1号機は平成23年3月1日より、本件2号機は平成23年3月11日よりいずれも運転を停止中である。

## (2) 火力発電

火力発電は、燃料費が比較的安価な石炭火力を前記原子力発電とともにベース電源として運用し、需給状況に応じて石油火力を運用する位置づけとしている。

被告は、前記(1)のとおり本件原子力発電所が運転停止中であるため、火力発電所の稼働率を高めることで、本件原子力発電所が担っていた供給力を補っている。具体的には、火力発電所の発電電力量が総発受電電力量に占める割合は、平成22年度は約51パーセントであったが、本件原子力発電所が停止したことに伴い平成24年度では約77パーセントとなっている（乙A27の8頁参照）。

しかしながら、運転開始から30年以上経過した火力発電所も多く（別紙参照）、経年劣化に加えて近年の稼働率の増加に伴い、故障等のトラブルによる運転停止のリスクが高まっている（後記2(3)ウ参照）。

被告は、火力発電所のトラブル回避に向け、需要が高くなる夏季の前の設備点検及び夏季の特別巡視を行っている。また、軽微な故障が発生した場合については、必要に応じ、夜間休祭日を利用した、短時間の停止による早期の補修を実施することとしており、長期停止に至らないよう未然防止に努め、安定供給に支障をきたさないよう万全を期している。

また、被告は、富山新港火力発電所石炭1号機（昭和46年9月運転開始）をリプレース（発電設備の廃止・更新）し、LNG（液化天然ガス）を燃料とするコンバインドサイクル発電（出力42万47百キロワット）を導入する予定であるが、計画から運転開始までには相当の年月が必要であり、運転開始

は平成30年度を予定している（乙A28の16頁）。

### (3) 水力発電

水力発電は、いうまでもなく発電時に燃料費がかからず、被告の低廉な電気料金に十分に寄与している。また、他の電力会社と比較しても、被告の水力発電の割合は大きい。

被告は、再生可能エネルギーの導入拡大の一環として積極的に水力発電を推進しており、既設設備の改修による出力増や新規開発等に取り組んでいる。

具体的には、河川維持放流水の活用、既設設備の改修による出力増及び既設設備性能余裕の活用により、平成13年度以降31件、累計2万キロワットの出力を増加している。加えて、新規水力発電所として、片貝別又発電所（出力4400キロワット）を建設中であるが、計画から運転開始までには相当の年月が必要であり、運転開始は平成28年度を予定している。その他の新たな水力発電所の開発地点については未定である（乙A28の45頁）。

被告の水力発電所の発電電力量が総発受電電力量に占める割合は、平成24年度では約19パーセントである。水力発電は、設備改修・点検等のほか一部を除きほとんどが年間を通じて常に発電しているが、河川流量等によって実際の発生電力は発電設備の出力を下回ることがあること、また、極端な出水時には設備保全のために取水を停止する場合があること等から、平成24年度の設備利用率は約35パーセントである（乙A27の8頁）。

したがって、今後も、積極的に水力発電を推進していくとしても、本件原子力発電所の代替とはなり得ない。

#### (4) 風力及び太陽光発電

被告は、前記水力発電とともに風力及び太陽光発電も再生可能エネルギーの導入拡大の一環として積極的に取り組んでおり、風力発電の新規地点としては、三国風力発電所（出力2000キロワット級発電機4基を想定）の建設計画を進めており、太陽光発電としては、富山市、志賀町、珠洲市及び坂井市に各々出力1000キロワットの設備を設置している（乙A28の45頁）。

しかしながら、風力及び太陽光発電は、出力が気象条件に大きく左右されるという特徴があり、気象条件が合致すれば一定の発電量が期待できるものの、我が国では原子力発電所のようなベース電源の代替とはなり得ない（乙B1の12頁参照）。

## 2 電力需給実績とリスク

### (1) 平成24年度及び平成25年度夏季の需給実績

#### ア 平成24年度夏季の需給実績

平成24年度夏季の最大電力526万キロワット（平成24年8月22日）に対し、その時点の供給力は576万キロワットであり、供給予備力は50万キロワット、供給予備率は9.4パーセントであった（乙A29）。

#### イ 平成24年度冬季の需給実績

平成24年度冬季の最大電力505万キロワット（平成25年2月8日）に対し、その時点の供給力は555万キロワットであり、供給予備力は50万キロワット、供給予備率は10.0パーセントであった（乙A30）。

#### ウ 平成25年度夏季の需給実績

平成25年8月31日現在における平成25年度夏季の

最大電力 526 万キロワット（平成 25 年 8 月 19 日）に対し、その時点の供給力は 553 万キロワットであり、供給予備力は 27 万キロワット、供給予備率は 5.1 パーセントであった（乙 A 31）。

(2) 本件原子力発電所が運転していない状況では被告の供給区域内の電力需給は厳しい状況であること

被告は、前記(1)で述べたとおり、平成 24 年度及び平成 25 年度夏季の最大電力日においても供給予備率を確保し、安定供給を確保することができた。これは、お客様に節電にご協力いただいたことや、火力発電所等の補修点検時期を調整するなどの対策により供給力確保に努めた結果である（乙 A 29, 乙 A 30, 乙 A 31）。

しかしながら、後述する気温影響や火力発電所のトラブル等の想定されるリスクを考慮すると、本件原子力発電所が運転していない状況では、被告の供給区域内の電力需給は厳しい状況である。

(3) 今後想定されるリスク

ア 気温影響によるリスク

電力の需要は、気象条件の影響を受けて大きく変動する。

被告は、その供給区域内では、夏季の場合、気温が 1 度上昇すると約 15 万キロワットの電力需要が増加すると分析している（乙 B 11 の 29 頁）。

したがって、想定より気温が急激に上昇すると、電力需要が急増することになり、電力需給がひっ迫するおそれがある。

イ 火力発電所等の定期点検時期の変更によるリスク

前記1(2)で述べたとおり、現在、本件原子力発電所が担っていた電力は、火力発電所が代わりに担っている。

通常、火力発電所は、定期点検（電気事業法施行規則第94条）を行うため、一定の期間ごとに運転を停止する必要があるが、被告は、本件原子力発電所の運転停止による厳しい電力需給状況に対応するため、火力発電所の定期点検時期を変更し（電気事業法施行規則第94条の2第2項2号）、需給状況が厳しくなる夏季及び冬季を避けて定期点検を行うこととしている。

例えば、平成24年度においては、福井火力発電所三国1号機（出力25万キロワット）の定期点検を平成24年度夏季から平成24年度春季へと変更し、また、七尾大田火力発電所2号機（出力70万キロワット）の定期点検を平成24年度春季から平成25年度春季へと変更している。また、水力発電所についても同様に定期点検や補修時期の調整を行っている（乙A28の15頁）。

しかしながら、定期点検時期の変更により連続運転期間が長くなることは避けられず、加えて、本件原子力発電所の運転停止による稼働率の増加と相まって、設備・機器に対する負荷が増大しており、故障等のトラブル発生のリスクは高まっている。

#### ウ 火力発電所のトラブル発生のリスク

被告は、前記1(2)で述べたとおり、火力発電所のトラブル回避に向けて諸対策を実施している。

しかしながら、全国的にみても、東日本大震災後火力発電所の稼働率が増加する中、火力発電所の計画外の停止件

数は増加している。とりわけ、運転開始から40年以上経過した火力発電所における平成24年度の計画外の停止件数は、平成22年度比1.7倍にも急増しているところである（乙B12の6頁）。

被告の火力発電所においても、至近において、平成23年7月には敦賀火力発電所2号機（出力70万キロワット）、同年12月には同号機、平成24年2月には七尾大田火力発電所1号機（出力50万キロワット）、同年7月には福井火力発電所三国1号機（出力25万キロワット）、富山新港火力発電所1号機（出力50万キロワット）、同発電所石炭2号機（出力25万キロワット）及び富山火力発電所4号機（出力25万キロワット）、同年10月には敦賀火力発電所2号機、同年11月には福井火力発電所三国1号機、平成25年2月には富山新港火力発電所石炭1号機（出力25万キロワット）、同年3月には福井火力発電所三国1号機、同年7月には富山新港火力発電所石炭1、2号機、同年8月には七尾大田火力発電所1号機が、各々トラブルによる計画外の停止等を余儀なくされている。

いずれのトラブルにおいても、短期間の停止で済んだものの、今後もトラブルによる火力発電所停止のリスクは存在する。

仮に、供給予備力が50万キロワットであった平成24年度夏季及び冬季の最大電力日や供給予備力が27万キロワットであった平成25年度夏季の最大電力日において、出力50万キロワット級の火力発電所1機（例えば富山新港火力発電所1号機）が停止すれば、たちまち電力需給が

ひっ迫し、また、出力70万キロワット級の火力発電所1機（例えば敦賀火力発電所2号機）が停止することとなれば、需要が供給力を大きく上回り、大規模な停電の発生等安定供給に支障を及ぼしかねない事態となる。

#### エ 燃料費の増大によるリスク

本件原子力発電所の停止に伴って、火力発電の稼働が増加したことにより、燃料費が増大している。

被告の燃料費は、本件原子力発電所が稼働していた平成22年度の約824億円から、平成23年度は約1423億円、平成24年度は約1384億円と大幅に増加しており（乙A27の30、31頁），被告の経営を大きく圧迫している。

万一この状況が長期化すれば、燃料や設備工事に要する資金調達に支障が出るとともに、設備保全にも悪影響が生じかねず、電力の安定供給に支障をきたすおそれがある。

#### 第4 まとめ

以上に述べたとおり、本件原子力発電所が稼働していない現在では、気温影響や火力発電所のトラブル等のリスクを考慮すると電力需給は厳しい状況にあり、本件原子力発電所の運転は、電力の安定供給にとって、また、電力の安定供給を担う被告の健全な事業運営にとって、ひいては北陸地域の経済活動にとって、必要不可欠なものである。

#### 第3章 原告ら第6準備書面に対する反論

以下においては、被告が必要と認める限りにおいて、原告ら第6準備書面に対する反論を述べる。

## 第1 「第1 総論」について

### 1 原告らの主張

原告らは、第6準備書面「第1 総論」において、東北電力株式会社女川原子力発電所運転差止請求訴訟控訴審判決（仙台高裁平成11年3月31日判決・判例時報1680号46頁。以下「女川控訴審判決」という。）が、①「原子力発電所の事故の深刻さを前提として、原子力発電所の危険性と必要性の兼ね合いについてみると、当該原子力発電所が周囲の住民等に具体的な危険をもたらすおそれのある場合には、いかにその必要性が高くとも、その建設・運転が差し止められるべきことはいうまでもない。」と判示していることから、原子力発電所の必要性をもって運転を認めることはできないと主張し、また、同判決が続けて、②「また、逆に、以上のような原子力発電所の特殊性にかんがみ、当該原子力発電所の必要性が著しく低いという場合には、これを理由としてその建設・運転の差止めが認められるべき余地があるものと解するのが相当である。」と判示していることも合わせ、これらの点に関する同判決の判断は、正当であると主張する（原告ら第6準備書面2, 3頁）。

### 2 被告の反論

#### (1) ①に対する反論

前記1の女川控訴審判決の判示①にかかる部分は、被告も答弁書で述べたとおり、本件原子力発電所の運転に当たり、万が一にも周辺住民の生命・身体に害を及ぼすことがないよう十分な安全対策を実施し、また、福島第一原子力発電所事故のような事態を確実に防止するための諸対策を講じているなど、本件原子力発電所の安全性を体系的に主張した上で、あらためて、

答弁書（130ないし133頁）及び本準備書面の前記第2章において、本件原子力発電所の必要性を述べているのであり、もとより本件原子力発電所の必要性のみをもって運転差止請求の棄却を求めているものではない。

## （2）②に対する反論

原告らは、前記1の女川控訴審判決での判示②にかかる部分をも正当であると主張する。しかしながら、以下に述べるとおり、その後に出された原子力発電所の運転差止請求訴訟の判示においては、裁判所はそのような判断をしていない。

### ア 志賀2号機運転差止訴訟の判決における判断

#### （ア）第一審判決

同判決（金沢地裁平成18年3月24日判決・判例時報1930号25頁）では、「諸般の事情の総合考慮による差止めの主張について」にかかる判断として、原告らの「原子力発電の必要性の問題や原子力発電所を含めた核燃料サイクル全体（略）にわたる問題のような諸般の事情を総合考慮して、人格権ないしは環境権侵害による差止請求が認められるべきである。」（同判決書24頁）との主張に対し、「原告らが差止請求の根拠となる旨主張するその余の事情については、原告らの生命、身体及び健康を侵害するものではない」から、人格権侵害行為と評価することは出来ない旨を判示している（同判決書29頁）。

#### （イ）控訴審判決

同判決（名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3頁）では、前記（ア）の第一審判決の判断内容を引用した上で（同判決書204頁），さら

に「本件原子炉の不要性」にかかる判断として、被控訴人らの「原子力発電は危険であり、いったん事故が起きれば取り返しのつかない結果が招来されるところ、日本の電力需給に鑑みれば、原子力発電所を廃止することは可能である。また、控訴人（被告注：被告）が北陸地域に電力を安定供給するために本件原発は必要でない。そして、エネルギー供給基盤の脆弱性、電源多様化、地球温暖化防止の観点からも、原子力発電所の建設を促進しなければならないような理由は存在しない。原子力発電については、閉鎖ないし凍結するのが世界の趨勢であるし、日本の原発政策には、国民の意思が反映されていない。したがって、本件原子炉は不要である。」（同判決書 83 頁）との主張に対し、「被控訴人らは、本件原子炉の不要性を主張するのみで、いかなる機序で本件原子炉の外部へ放射線、放射性物質が排出され、被控訴人らが被ばくする可能性があるかについて具体的に主張立証していないから、この点に関する被控訴人らの主張には理由がない。」と判示している（同判決書 289 頁）。

#### (ウ) 上告審による確定

前記(イ)の控訴審判決は、上告棄却・上告受理申立を不受理とする最高裁判所決定（平成 22 年 10 月 28 日）により、確定している。

#### イ その他訴訟の判決における判断

本件原子力発電所にかかる前記判決のほか、女川控訴審判決以後の裁判例である中部電力株式会社の浜岡原子力発電所運転差止訴訟第一審判決（静岡地裁平成 19 年 10 月 2

6日請求棄却判決), 中国電力株式会社の島根原子力発電所1, 2号機運転差止訴訟第一審判決(松江地裁平成22年5月31日請求棄却判決)のいずれの判決においても, 原子力発電所の不要性に関する事項については, 裁判所は判断の対象としていない。

ウ 以上のとおり, 原告らが正当であると主張する女川控訴審判決の判示②にかかる部分が極めて異例であることは, その後の各判決がそのような判断をしていないことから明らかである。よって, 原告らの主張には理由がない。

なお, 原告らの主張が, 原子力発電所には抽象的・潜在的リスクが存在するため, 人格権侵害の具体的危険性の有無にかかわらず, 本件原子力発電所の必要性が著しく低い場合には, そのことのみをもって運転差止請求が認められるべきとするものであれば, 前記各判決のとおり, 単に原子力発電所の不要性あるいは必要性が著しく低いことのみをもって, 運転差止請求の理由とはならないことは明らかであり, 誤りである。

## 第2 「第2 エネルギーの安定供給性について」について

### 1 原告らの主張

原告らは, 第6準備書面「第2 エネルギーの安定供給性について」において, ①被告の供給区域内においては平成24年(2012年)夏も電力不足は生じず現実に電力に十分余裕があり, 本件原子力発電所がなくとも安定供給ができること, ②被告の設備容量から, 火力・水力発電所で十分に足り, 加えて本件原子力発電所を確保する必要はないこと, ③本件原子力発電所の運転実績から, 本件原子力発電所からの電力の供給がなかつたにもかか

わらず、北陸地域への電力供給及び経済活動には影響が全く生じておらず、本件原子力発電所が必要性を有していないことは明らかであるとし、もって、本件原子力発電所は、安定供給の観点からその必要性は著しく低いと主張する（原告ら第6準備書面3ないし5頁）。

## 2 被告の反論

### (1) ①に対する反論

そもそも被告は、前記第2章第1で述べたとおり、電気事業法の規定に基づき一般電気事業者として供給義務を果たさなくてはならず、本件原子力発電所が運転できないという電力需給にとって厳しい状況下においてもなお必要な供給力の確保に努め、安定供給に万全を期すことは当然である。

被告が、平成24年度夏季において安定した需給状況を維持できた要因は、①需要面では節電効果等により需要が想定より少なかったこと、②供給面では水力・火力発電所の補修時期を最大限調整したこと及び③最も需要が高まる時期（8月）に火力発電所等の大型電源のトラブルがなかったことによる（前記第2章第3の2(2)）。

また、平成24年度夏季においては、全国的な電力需給ひっ迫を踏まえ、政府から被告の供給区域内のお客さまに対し節電要請が示されていたことからも（乙B13の5頁、乙B14、乙B15）、原告らが主張するように電力需給に十分な余裕があったとはいはず、加えて、前記第2章第3の2で詳述したとおり、気温影響や火力発電所のトラブル等の想定されるリスクを考慮すると、本件原子力発電所が運転していない状況では、今後も被告の供給区域内の電力需給は厳しい状況であることは

明らかである。

よって、本件原子力発電所がなくとも安定供給ができるとする原告らの主張は、前提において誤りである。

#### (2) ②に対する反論

被告は、現在、火力発電所の稼働率を高めることで本件原子力発電所が担っていた供給力を補っている。原告らは、被告の火力発電所の出力計440万キロワットに水力発電所の出力計190万キロワットをそのまま加算し最大電力に対応することができるとしているが、前記第2章第3の1(3)で述べたとおり、水力発電所は河川流量等によって実際の発生電力は発電設備の出力を下回ること等から、被告の平成24年度夏季の最大電力発生日における水力発電所の発生出力は103万キロワットである。加えて、前記(1)でも述べたとおり、本件原子力発電所が運転していない状況では、今後も被告の供給区域内の電力需給は厳しい状況であることは明らかである（仮に、火力発電所の出力440万キロワットに平成24年度夏季の最大電力発生日における水力発電所の発生出力103万キロワットを単純に加算しても543万キロワットにすぎない。）。

よって、単純に被告の火力・水力発電所の出力を加算した上で、本件原子力発電所の必要性が全くないとする原告らの主張は、前提において誤りである。

#### (3) ③に対する反論

電力供給への影響については、前記(1)及び(2)で述べたとおり、本件原子力発電所が運転していない状況では、被告の供給区域内の電力需給は厳しい状況であることは明らかである。

経済活動への影響については、例えば、一般社団法人日本

経済団体連合会が、会員企業 93 社に対して行った「電力問題に関する緊急アンケート結果」（平成 25 年 4 月 15 日取りまとめ）によれば、電力の供給不安・節電要請により、①生産を減少又は大きく減少させるとの回答が 70.0 パーセント、②国内設備投資を減少又は大きく減少させるとの回答が 36.6 パーセント、③海外設備投資を増加させるとの回答が 23.2 パーセント、④収益を減少又は大きく減少させるとの回答が 71.7 パーセントとなっていること等からしても、節電要請により国民生活、経済活動への影響が少なからず及ぶことは明らかである（乙 B 16）。

前記(1)で述べたとおり、平成 24 年度夏季においては、被告の供給区域内のお客さまに対し節電要請が示されていた。被告が、節電へのお願いとしてお客さまに対し幅広い取り組みを行った結果、最大電力は平成 22 年度に対し、節電効果として 30 万キロワット低下、生産活動の低下等として 5 万キロワット低下、計 35 万キロワット低下したものと推定している。また、これを用途別に見ると、減少率は、産業用（製造業の工場等）で 6 パーセント程度の低下、業務用（オフィスビル・商業施設・病院等）及び家庭用ではそれぞれ 8 パーセント程度の低下と推定される（乙 A 32、乙 B 11 の 6、8 頁）。

このように、被告の供給区域内においても、節電要請により経済活動への影響が少なからず及ぶことは明らかである。

よって、単に平成 24 年度夏季に電力需給状況が維持できたという事実のみをもって、本件原子力発電所がなくても北陸地域への電力供給及び経済活動には影響が全く生じていないとする原告らの主張は、電力の安定供給に関する長期的展望を欠

き、経済活動への影響を鑑みない短絡的な主張である。

#### (4) まとめ

以上のとおり、本件原子力発電所が「エネルギーの安定供給性の観点<sup>(ママ)</sup>からしても、その必要性は著しく低い。」(原告ら第6準備書面5頁)とする原告らの主張は、その前提とする事実がいずれも誤りであり、失当である。

### 第3 「第3 経済性及び価格安定性について」について

#### 1 原告らの主張

原告らは、第6準備書面「第3 経済性及び価格安定性について」において、①エネルギー・環境会議コスト等検証委員会が平成23年12月19日に取りまとめた「コスト等検証委員会報告書」(乙B17)を引用し、原子力発電が他の発電方法と比べ発電コストが低廉であるとは認められないこと、②被告の、原子力発電を推進すれば燃料調達の場面で資源保有国に対して一定の交渉力を保持することが可能との主張は机上の空論に過ぎないこと、③原子力の燃料であるウランは近い将来枯渇するおそれがあるとし、もって、本件原子力発電所は、経済性及び価格安定性からしてもその必要性は著しく低いと主張する(原告ら第6準備書面5ないし8頁)。

#### 2 被告の反論

##### (1) ①に対する反論

そもそも、コスト等検証委員会報告書は、「2010年、2020年、2030年にそれぞれ新規に運転を開始するモデルプラントを想定」(乙B17の6頁)してコスト検証したものであるから、これをもって、既に建設済の本件原子力発電所とのコスト比較ができないことは言うまでもない。よって、コスト等検証

委員会報告書の内容を根拠に本件原子力発電所の経済性を述べる原告らの主張は、まず前提において誤りである。現に、原子力発電所を保有する電力9社のうち、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の6社が、既設原子力発電所の長期停止に伴う火力発電の燃料費の大幅な増加により財務状況が急速に悪化し、電力の安定供給に支障をきたしかねないとして、電気料金の値上げを実施していることからしても、既に建設済の原子力発電所の経済性が優位であることは明らかである。

また、コスト等検証委員会報告書は、エネルギー・環境戦略を練り直すために、省庁横断的な組織として設立されたエネルギー・環境会議がコスト等検証委員会を開き、原子力発電等の発電コストを徹底的に検証したものであり、最新の知見を集約した今後の戦略策定の基礎となり得るものとされている（乙B17の1、2頁）。

このコスト等検証委員会報告書においても、原告らも認めるとおり、そもそも石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力等の発電コストが原子力発電のコストを下回るものとはっていない。さらに、同報告書には「原子力は、社会的な費用を含めても、他電源に比べ、相応のコスト優位性を有するケースも存在するという意見があった。」（乙B17の64頁）とも記載されており、原告らの「『原子力発電が他の発電方法と比べ発電コストが低廉である』などという確認は一切されていない。」との指摘は誤りである。

さらに、原告らは、コスト等検証委員会報告書の発電コス

トには広告費等のコストを計上しておらず、これらを計上すれば原子力発電の発電コストは他の発電方法と比べ上昇すると考えられると主張する（原告ら第6準備書面6頁）が、同報告書では全ての発電方法において広告費等のコストは除外されており（乙B17の29, 30頁）、原子力発電のみの発電コストが上昇するとの指摘は誤りである。

なお、原告らは、「原子力発電のコストがコスト等検証委員会報告書よりも高騰する要因はいくつもある。」（原告ら第6準備書面7頁）とも主張するが、その具体的数値等が示されておらず、原告らの憶測に基づく主張に過ぎない。

## (2) ②に対する反論

我が国において、火力発電所の燃料となる石炭、石油等は海外からの輸入に頼っており、資源小国の我が国にとって、エネルギー資源の安定確保は最重要課題の一つである。

エネルギー資源の調達交渉では、有効な交渉材料がなければ好条件かつ安定的に調達することはできず、この数少ない交渉材料のひとつとして原子力発電があるとされている。すなわち、「石炭火力の導入や安全性の確認された原子力発電の再稼働を含めバランスのとれた電源構成を実現することは、資源輸出国に対する日本の交渉ポジションの強化にもつながるものである。」（乙B12の39頁）とされているように、エネルギー資源を安定的に調達するためには、原子力発電を含め、多様な電源を確保しているという背景が必要なのは自明の理である。

したがって、「原子力発電を推進すれば燃料調達の場面で資源保有国に対して一定の交渉力を保持することが可能となる」との被告の主張が「机上の空論に過ぎない」とする原告らの主

張は、エネルギー資源の調達の実情を何ら理解しないものである。

### (3) ③に対する反論

原子力発電の燃料となるウランの確認可採埋蔵量は540万トンで可採年数は106年とされており、他のエネルギー資源と比べても枯渇するリスクは少ない（乙B1の10頁）。

よって、原告らが、「原子力の燃料であるウランは、貧弱なエネルギー資源」であるとか、「ウランが近い将来枯渇するおそれがある」として縷々述べる主張には、具体的根拠がなく、前提において誤りである。

### (4) まとめ

以上のとおり、本件原子力発電所が「原子力発電の経済性及び価格安定性の観点からしても、その必要性は著しく低い。」（原告ら第6準備書面8頁）とする原告らの主張は、いずれも誤りであり、何ら根拠がなく失当である。

## 第4 「第4 地球環境への影響について」について

### 1 原告らの主張

原告らは、第6準備書面「第4 地球環境への影響について」において、①原子力発電は二酸化炭素を排出しないが放射性廃棄物を発生させるからクリーンとはいはず、②膨大な温排水により環境を破壊すると述べたうえで、③自然エネルギーで一定のエネルギー需要を賄うことは諸外国では既に現実のものとなっており、自然エネルギーが普及するまでの間は、LNG火力発電によってエネルギー需要を賄うことが可能であると述べ、もって、本件原子力発電所は、地球環境への影響という観点からしてその必要性は著しく低いと主張する（原告ら第6準備書面8ないし10頁）。

## 2 被告の反論

### (1) ①に対する反論

原子力発電が発電時に二酸化炭素を排出しない発電方法であることは、原告らも認めるとおりである。なお、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減が強く求められていることは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）によって明らかである。そして、被告は、本件原子力発電所の運転に伴い発生する放射性廃棄物を適切に処理している。よって、原告らの主張には理由がない。

### (2) ②に対する反論

被告は、本件原子力発電所から発生する温排水について、自然環境に配慮して排出しており、また、温排水の拡散範囲や影響についても継続的に監視し、自治体や専門家の確認も受けている。そもそも原告らは、本件原子力発電所から発生する温排水がいかなる機序で「環境を破壊する」かについて何ら具体的な根拠を示していない。よって、原告らの主張には理由がない。

### (3) ③に対する反論

原告らは、ドイツの事例を引き合いに自然エネルギーをもって本件原子力発電所の代替となるかのように主張するが、そもそもドイツは、原子力発電を主力電源とするフランスから多くの電力を輸入しており、現在自然エネルギーでは需要を賄えていない。また、前記第2章第3の1(4)で述べたとおり、風力及び太陽光発電は原子力発電所のようなベース電源の代替となり得ないことは明らかである。なお、原告らが繰々述べているのは、上述のとおりEU内の各国間で電力融通が可能なドイツの事例のみであり、原告らのいう「諸外国」がドイツの他にい

かなる国々を指すのか明らかでない。また、原告らは、自然エネルギーが普及するまでの間は、LNG火力発電によってエネルギー需要を賄うことが可能であるとも主張するが、前記第2章第3の1(2)で述べたとおり、LNG火力発電所の計画から運転開始までには相当長期間を要するものであり、原告らの主張には現実性がない。よって、原告らの主張は前提において誤りであり、現実を無視した机上の空論というほかない。

#### (4) まとめ

以上のとおり、本件原子力発電所が「地球環境への影響」という観点からしても、その必要性は著しく低い。」（原告ら第6準備書面10頁）とする原告らの主張は、何ら理由のないものであり、失当である。

#### 第5 まとめ

以上のとおり、原告ら第6準備書面における主張は、前提とする事実において誤りがあり、いずれも失当というほかない。

### 第4章 結論

以上に述べたとおり、本件原子力発電所の運転は、電力の安定供給にとって、また、電力の安定供給を担う被告の健全な事業運営にとって、ひいては北陸地域の経済活動にとって、必要不可欠なものであり（前記第2章）、原告ら第6準備書面における本件原子力発電所の必要性が著しく低い旨の主張がいずれも失当であること（前記第3章）は、明らかである。

以上

## 被告が保有する主な発電設備の概要

設 備	発電所	号 機	電気出力	運転開始年月
原子力	志 賀	1 号機	54 万 kW	平成 5 年 7 月
		2 号機	135 万 8 千 kW	平成 18 年 3 月
火 力	富 山 (石油)	4 号機	25 万 kW	昭和 46 年 1 月
	富山新港 (石油)	1 号機	50 万 kW	昭和 49 年 10 月
		2 号機	50 万 kW	昭和 56 年 11 月
	同 (石炭)	石炭 1 号機	25 万 kW	昭和 46 年 9 月
		石炭 2 号機	25 万 kW	昭和 47 年 6 月
	福 井 (石油)	三国 1 号機	25 万 kW	昭和 53 年 9 月
	敦 賀 (石炭)	1 号機	50 万 kW	平成 3 年 10 月
		2 号機	70 万 kW	平成 12 年 9 月
水 力	七尾大田 (石炭)	1 号機	50 万 kW	平成 7 年 3 月
		2 号機	70 万 kW	平成 10 年 7 月
風 力 太陽光	(129 地点)		190 万 6 千 kW	
	(7 地点)		9 千 kW	

※火力には、上記のほか舳倉島発電所（96 kW × 3）がある。